

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科
指定管理法人募集要項

2026年5月
愛知県教育委員会

目 次

第1	概要	1
1	民営化の趣旨	1
2	専攻科の概要	1
第2	募集の内容	1
1	指定管理法人に行わせることができる専攻科に関する業務	1
2	指定管理法人が行う管理の基準	2
3	リスク分担	2
4	指定期間（予定）	2
5	業務に必要な経費等	2
第3	申請に係る事項	2
1	指定管理法人の申請資格	2
2	申請手続等	3
3	指定管理法人業務の実施に関する計画書の作成	4
第4	審査及び指定管理法人候補法人の選定に係る事項	5
1	審査の方法	5
2	審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの日程	5
3	選定委員会	5
4	審査基準等	5
第5	指定管理法人の指定及び協定締結に係る事項	7
1	指定管理法人候補法人の選定	7
2	指定管理法人の指定	7
3	指定管理法人との協定締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	業務の再委託等の制限	7
2	個人情報の取り扱い	8
3	情報公開への対応	8
4	災害等発生時の対応	8
5	法令の遵守	8
第7	業務の継続が困難となった場合の措置	8
1	指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	8
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	8
第8	申請に関する留意事項	8
1	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	8
2	業務開始前における指定の取消し	9
3	申請書類等の取り扱い	9
4	費用負担	9
5	申請の辞退	9
第9	事業実施状況のモニタリング等	9
1	モニタリング	9
2	自己評価、関係者評価及びその結果の公表	10

3	県の監査委員等による監査.....	10
4	指定の取消し等.....	10
第10	業務の引継ぎ.....	10
第11	問い合わせ先及び各種書類の提出先.....	10

○様式・資料については、「様式・資料編」を参照してください。

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科指定管理法人募集要項

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科（以下「専攻科」という。）について、より効果的で効率的な管理を進めるため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）及び指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成28年愛知県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり専攻科の管理に関する業務を行う指定管理法人を募集します。

第1 概要

1 民営化の趣旨

専攻科を民営化することで、通常の地方公務員制度では困難であった多様な雇用形態や柔軟な給与体系の設定が可能となり、生産現場等で活躍する民間人材を積極的に登用できるようになります。

これにより、生産現場等で養われた実践的な知識や経験を有する民間人材から生徒が直接指導を受けられる教育環境の整備とともに、技術革新が頻繁な生産現場の動向・ニーズに具体的かつ迅速に対応した教育の実施を目指します。

2 専攻科の概要

(1) 名称

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科

(2) 設置目的・使命

次世代自動車や航空宇宙などの産業の生産現場でリーダーとなる知識等を有し、即戦力となる実践的で高度な技術・技能を習得した人材の育成を通じて、本県の産業振興、ひいては国際競争力の強化に寄与することを使命としています。

(3) 沿革

2016年4月 開校

2017年4月 学校法人名城大学を指定管理法人とする

(4) 所在地

愛知県名古屋市千種区星が丘山手107

※資料1「愛知県立愛知総合工科高等学校案内図」参照

(5) 規模等

開校年月日：2016年4月1日

敷地面積：52,088㎡（学校全体）

建築延面積：2,785㎡（専攻科部分）

駐車場：46台（東門出入口）※他に校舎間空きスペースに駐車可能

駐輪場：500台（学校全体）

※資料2「愛知県立愛知総合工科高等学校平面図・敷地図」参照

生徒定員数：専攻科 1年生 40人、2年生 40人

第2 募集の内容

1 指定管理法人に行わせることができる専攻科に関する業務

指定管理法人に行わせることができる専攻科に関する業務（以下「指定管理法人業務」という。）は次のとおりです。

(1) 財産の管理に関すること。

(2) 生徒の入学、修了、退学その他の処分に関すること。

(3) 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(4) 教材の取扱いに関すること。

(5) 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

(6) 環境衛生に関すること。

2 指定管理法人が行う管理の基準

指定管理法人は、次に掲げる基準により、指定管理法人業務を行わなければなりません。

- (1) 法令を遵守し、学校全体の調和を図りながら、誠実に指定管理法人業務を行うこと。
 - (2) 専攻科に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
 - (3) 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること。
 - (4) 一般的な教養を高め、高度な知識、技術及び技能を習得させるための教育を実施すること。
 - (5) 指定管理法人業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
 - (6) (1) から (5) のほか、教育委員会が定める基準
- ◎ なお、業務及び管理の基準の詳細は「愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科指定管理法人業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により定めます。

3 リスク分担

教育委員会とのリスク分担は、別表「リスク分担表」のとおりとします。

4 指定期間（予定）

2027年4月1日から2032年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費等

教育委員会が指定管理法人に支払う経費（以下「管理事業費」という。）をもって、業務を行うものとします。教育委員会は、専攻科の管理に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに管理事業費を支払います。

指定期間における年度ごとの管理事業費は、教育委員会が指定管理法人に派遣する教員（以下「派遣教員」という。）の人数、管理事業費の額、支払方法及び支払時期その他細目的事項を協議の上、年度別協定で定めます。なお、初年度については、指定管理法人候補法人を選定後、速やかに協議を開始します。

年度ごとに支払う管理事業費については、当該年度の管理において使用した経費を教育委員会に報告し、管理事業費に残額が生じた場合は、教育委員会に返還を行います。なお、管理において経費の不足が生じた場合でも、原則として管理事業費の増額は行いません。

専攻科の管理事業費の過去4か年（2021年度～2024年度）の決算数値は資料3のとおりです。

第3 申請に係る事項

1 指定管理法人の申請資格

指定管理法人の指定を申請することができる者は、指定期間中に専攻科を安定的・継続的に管理することができる私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第152条第5項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、次に掲げる（1）から（6）までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 国家戦略特別区域法第12条の3第10項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 役員に、国家戦略特別区域法第12条の3第12項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいないこと。
- (3) 役員及び専攻科に配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないこと。

と。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

(4) 次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(5) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 申請書類提出の日から指定管理人候補法人の選定通知をした日までに愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

2 申請手続等

申請は、次の必要な書類を作成の上、提出してください。

(1) 提出部数

申請書類は、原本1部、副本10部を提出してください。

原本に押印や袋とじをする必要はありません。副本には原本証明（様式1-1の余白に、「原本と相違がないことを証明する」旨、証明日、法人名及び代表者名を記載）をしてください。

原本・副本とも目次・ページ番号を付け、二穴綴じファイルに綴じるとともに、ファイルの表紙及び背表紙に申請法人の名称等を明記してください。

なお、作成・提出にあたっては「様式・資料編」に記載されている注意事項を参照してください。

(2) 申請書類

ア 指定管理人指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1-1）

イ 指定管理人業務の実施に関する計画書・・・・・・・・（様式2、3）

ウ 申請する法人に関する書類

（ア）寄附行為又は定款

（イ）登記事項証明書

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書、正味財産増減計算書若しくは活動計算書又はこれらに準ずるもの

（エ）法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書（過去3年分）

（オ）法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

※法人の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。

エ 専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験（第4の4「基本事項」の要件）を有することを証する書類・・（任意様式）

オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

(3) 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

ア 現地説明会の開催

日 時：2026年5月20日（水）午後1時30分から
（午後1時20分集合）

集合場所：愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科職員室前

参加申込：様式6に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、愛知県教育委員会高等学校教育課宛にお送りください。

※届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

申込締切：2026年5月15日（金）午後5時まで

留意事項：・現地説明会では、専攻科の設置目的、管理の基本方針・理念、施設の現況等の詳細情報を説明しますので、指定管理法人に申請する予定の法人は、原則として参加してください。

・説明会后、希望者に対して職員の案内による施設見学会を開催します。

・参加人数については、1法人につき3人までとしてください。

・当日配布する資料について、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、愛知県教育委員会高等学校教育課で配布します。

・現地には公共交通機関でお越しください。

イ 募集内容等に係る質問の受付

受付期間：2026年6月4日（木）午後5時まで

質問方法：質疑書（様式7）により、郵送、FAX又は電子メールにより、愛知県教育委員会高等学校教育課宛にお送りください。

※届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

回答方法：受け付けた質問に対する回答や現地説明会における質疑応答（法人独自の提案に関わるものと判断される場合を除く）をとりまとめ、2026年6月15日（月）を目途に、県のウェブページにて回答する予定です。なお、独自の提案に関わるものと判断される質問に対する回答については、提出法人に対して直接メールにて回答を行います。

(4) 申請書類の受付

受付期間：2026年7月6日（月）から7月13日（月）までの
午前9時から午後5時まで ※ただし、土日は除きます。

受付場所：愛知県教育委員会高等学校教育課

提出方法：申請書類一式を、持参により提出してください。

3 指定管理法人業務の実施に関する計画書の作成

(1) 計画の作成について

計画1から計画10までの事項ごとに所定の様式に指定管理法人としての考え方、概要等を記入してください。

図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数については、各様式に記載されているページ数程度としてください。

計画一覧

計画1	管理を担当する役員及び役員が有する管理を行うための知識又は経験（様式3-1）
計画2	公平な入学者の選抜に関する方針（様式3-2）
計画3	基本的な管理方針（様式3-3）

計画 4	維持管理についての考え方（様式 3-4）
計画 5	生徒に対する教育の充実への取り組み（様式 3-5）
計画 6	入学希望者の増加への取り組み（様式 3-6）
計画 7	管理に係る収支計画の概要（様式 3-7-1、3-7-2）
計画 8	管理の実施体制の概要等（様式 3-8-1、3-8-2、3-8-3）
計画 9	諸規程の整備又は方針（様式 3-9）
計画 10	管理に係る P R 事項等（様式 3-10-1、3-10-2）

(2) 指定管理法人業務の実施に関する計画書作成上の条件

ア 指定管理法人業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、当募集要項、仕様書等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることを遵守してください。

イ 収支計画書（様式 3-7-2）は、指定全期間にわたる収支計画を年度別に作成してください。

なお、収支計画書が提案された事業内容や人員配置と整合していない場合など、明らかに妥当性を欠くと判断される場合は、指定管理法人候補法人から除外します。

ウ 指定管理法人業務の実施に関する計画書は A 4 判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

第 4 審査及び指定管理法人候補法人の選定に係る事項

1 審査の方法

教育委員会は、愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科指定管理法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査を行い、指定管理法人として最も適切で優秀な法人を指定管理法人の優先交渉権者として選定します。なお、最終的には、県議会の議決を経て、教育委員会が指定管理法人を指定します。

2 審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの日程

審査は、2026年7月下旬を予定しています。

プレゼンテーション・ヒアリングの日程は、別途連絡します。

3 選定委員会

外部有識者3名、専攻科を所管する教育委員会職員2名の計5名で構成します。

4 審査基準等

提案された内容等について、条例第2条第3項に基づき定めた下記の審査基準により、選定委員会において審査を行い、優先交渉権者を選定します。

なお、基本事項については、以下の要件を満たしていることが前提であり、そうでない場合は、失格となります。

表 基本事項

審査項目	要件
専攻科の管理を担当する役員の知識又は経験	以下のいずれかを満たすこと。 ①申請日時点において、過去に1年以上、学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する学校の運営を担当する役員であった経験を有すること。 ②申請日時点において、過去に1年以上、学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する学校の校長、教頭又は学長であった経験を有すること。

表 審査項目及び配点

審査項目		配点	
公平な入学者の選抜	公平な入学者の選抜	5	
効果的かつ効率的な管理の実施	専攻科の設置目的との整合性	10	70
	申請者の取り組み姿勢、実績	10	
	生徒に対する教育の充実	35	
	専攻科の入学希望者の増加策	5	
	専攻科の管理に係る経費	10	
業務遂行能力	人的能力（管理組織）	13	23
	経営の安定性	5	
	諸規程の整備又は方針	5	
その他（※）	社会的価値の実現に資する取組	2	
合計点数		100	

※ 愛知県公契約基本方針推進本部決定を踏まえ、「その他」の「社会的価値の実現に資する取組」の各項目（審査の観点）については、次に掲げる事項を評価し、加点することとしています。

環境に配慮した事業活動

- ・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
- ・ 自動車エコ事業所の認定を受けていること。
- ・ あいち生物多様性企業認証を取得していること

障害者等への就業支援

- ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
- ・ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者を雇用していること。（「協力雇用主の登録」のみである場合は2分の1の点数とする。）

男女共同参画社会の形成

- ・ 女性の活躍促進宣言を提出していること。
- ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。
- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）を受けていること。

仕事と生活の調和

- ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定〔トライくるみん・プラチナくるみん認定を含む〕）を受けていること。
- ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
- ・ 愛知県「休み方改革マイスター企業」認定の取得
- ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること

その他（エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進）

- ・ （エコモビリティライフの推進）あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること
- ・ （安全なまちづくりと交通安全の推進）愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受

け、活動報告書を提出していること。

- ・（健康づくりの推進）愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること
- ・（取引適正化の推進）パートナーシップ構築宣言を公表していること

第5 指定管理法人の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理法人候補法人の選定

教育委員会は、選定委員会の審査結果を受け、最も適切で優秀な法人を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理法人候補法人として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理法人候補法人の選定結果は、2026年8月上旬頃を目途に、審査を受けた法人の全てに文書により通知するとともに、県のウェブページで公表します。

2 指定管理法人の指定

指定管理法人の指定に関する県議会の議決を経て、教育委員会が指定管理法人の指定を行います。

また、指定管理法人の指定をしたときはその旨を文書で通知するとともに公告を行います。

3 指定管理法人との協定締結

教育委員会と指定管理法人は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。なお、その際に収入印紙の貼付が必要な場合には、指定管理法人の負担とします。

(1) 基本協定の内容

- ア 施設及び業務等に関する事項
- イ 管理事業費に関する事項
- ウ 事業報告・業務報告に関する事項
- エ 物品等に関する事項
- オ 業務の一部の再委託に関する事項
- カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 指定管理法人業務に係る情報の公開に関する事項
- ク 保険等への加入に関する事項
- ケ 災害発生時の対応に関する事項
- コ 法令等の遵守に関する事項
- サ 事業評価の実施に関する事項
- シ 指定期間満了時における事項
- ス 損害賠償等に関する事項
- セ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ソ その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理事業費に関する事項
- ウ その他

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理法人が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。

業務の一部のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ教育委員会に

申請し、承認を受けるようにしてください。

2 個人情報の取り扱い

指定管理法人業務に従事している者及び従事していた者は、専攻科の指定管理法人業務を実施するにあたり知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じます。正当な理由なく当該個人情報を提供した場合は国家戦略特別区域法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法施行条例に基づく罰則が適用される場合があります。

3 情報公開への対応

指定管理法人は、専攻科の指定管理法人業務に係る情報については別途情報公開要綱等を策定し、情報公開に努めることとします。

4 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合には、指定管理法人は速やかに教育委員会及び愛知県立愛知総合工科高等学校長（以下「校長」という。）に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、教育委員会又は校長が施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

5 法令の遵守

指定管理法人は、業務の遂行に関連する法令を遵守しなければなりません。

特に、国家戦略特別区域法関係法令、条例及び指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則（平成28年愛知県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）のほか、以下の法令の遵守に気をつけてください。

- (1) 教育関係法令
- (2) 労働関係法令
- (3) 施設設備の維持・保守点検関係法令
- (4) 個人情報関係法令
- (5) その他関係法令

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

指定期間中において、指定管理法人による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。なお、業務の継続が困難となった場合でも、専攻科の教育の継続性を担保するため、教育委員会に協力するものとします。

1 指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しができます。この場合、教育委員会に生じた損害は指定管理法人が賠償するものとします。また、次期指定管理法人が円滑に支障なく専攻科の管理法人業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等教育委員会及び指定管理法人双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。また、一定期間内に協議が整わない場合、教育委員会及び指定管理法人は事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、専攻科の指定管理法人業務を行っている指定管理法人が指定期間終了又は指定取消しなどにより次期指定管理法人の業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならないこととします。

第8 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から

除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は応募に関する業務に従事する教育委員会職員若しくは関係者に対し、応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 第3の1に示す指定管理法人の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理法人として業務を行うことについて相応しくないと教育委員会が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと教育委員会が認めた場合

2 業務開始前における指定の取消し

指定管理法人が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理法人として行う業務の履行が確実でないと教育委員会が認めた場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理法人として業務を行うことについて相応しくないと教育委員会が認めた場合
- (4) 1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

教育委員会が提示する設計図書等の著作権は教育委員会及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合その他教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 申請書類の返却

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付することがあります。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 申請書類の開示

申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して応募にかかる費用については、全て申請者の負担とします。

5 申請の辞退

指定管理法人指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、別途連絡するプレゼンテーション・ヒアリング開催日の前日までに、指定管理法人指定申請辞退届（様式1-2）により申し出てください。

第9 事業実施状況のモニタリング等

1 モニタリング

(1) 定期モニタリング

教育委員会は、専攻科が設置目的に沿って適切に管理されるように、仕様書に基づ

き、指定管理法人から提出される学期報告書、事業報告書により、実地について定期的にモニタリングを行い、必要に応じて業務の改善等を指示することができるものとします。

(2) 随時モニタリング

教育委員会は、生徒及び保護者等からの苦情・意見並びに事故・災害報告等があった場合や、その他教育委員会が必要と判断した場合、随時、指定管理法人に対して説明を求め、必要に応じて実地に立ち入り、業務の改善等を指示することができるものとします。教育委員会が随時モニタリングで実地に立ち入った場合、指定管理法人は、必要な説明を行うなど、モニタリングに最大限協力してください。

2 自己評価、関係者評価及びその結果の公表

指定管理法人は、専攻科の教育活動その他の専攻科の運営の状況について、自ら評価を行うとともに（自己評価）、自己評価の結果を踏まえた専攻科の生徒の保護者その他の関係者（専攻科の職員を除く。）による評価を行い（関係者評価）、その結果を公表するものとします。なお、自己評価及び関係者評価の結果については、教育委員会に報告するものとします。

3 県の監査委員等による監査

県の監査委員等が教育委員会の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理法人に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

4 指定の取消し等

次のような場合に、教育委員会は、指定管理法人に対して指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し事由等

指定管理法人による指定管理法人業務の実施状況が、次のいずれかに該当すると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理法人業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ア 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度別協定の規定に違反したとき。

イ 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度別協定の規定に基づく教育委員会の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき。

ウ 指定管理法人の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理法人業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

エ 指定管理法人が所定の報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

オ 指定管理法人が違法行為を行った場合等、指定管理法人業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。

カ 指定管理法人から第7の2の通知があったとき。

キ その他、指定管理法人業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理法人の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理法人は、教育委員会に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、教育委員会と指定管理法人とは協議するものとします。

第10 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しなどにより、次期指定管理法人に業務を引き継ぐ場合には、教育委員会の指示に従い円滑な引継ぎに協力していただきます。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

愛知県教育委員会高等学校教育課 振興グループ

〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (愛知県庁西庁舎9階)

電 話 052-954-6826 (ダイヤルイン)

FAX 052-961-4864

メールアドレス : kotogakko@pref.aichi.lg.jp

ウェブページ : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/>

(別表)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		県	指 定 管理法人
法令の変更	業務に直接影響を及ぼす法令変更	○	
税制の変更	業務に直接影響を及ぼす税制変更（消費税に関するものを含む）	○	
支払遅延	指定管理法人の責に帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
不可抗力	不可抗力（自然災害、暴動・テロ等の人災、第三者による不法行為その他の県又は指定管理法人のいずれの責めに帰すことのできない事由をいう。）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能	○	
苦情・意見等対応	周辺住民、専攻科の生徒・保護者からの苦情・意見等に係る対応		○
	派遣教員からの苦情・意見等に係る対応	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理法人が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
専攻科の生徒その他の者への賠償	指定管理法人の職員が故意又は過失により、専攻科の生徒その他の者に損害を与えた場合		○ ※
	派遣教員が故意又は過失により、専攻科の生徒その他の者に損害を与えた場合		○ ※
	専攻科の生徒が故意又は過失により、専攻科の生徒その他の者に損害を与えた場合		○
業務不履行	指定管理法人の責に帰すべき事由による業務不履行に関するもの 指定管理法人の解散、事業放棄に関するもの 指定管理法人の実施する業務の内容が、業務仕様書の示す内容を満たしていないことに関するもの		○
業務終了時の費用	指定管理法人業務の期間が終了した場合、又は指定管理法人が指定期間途中において業務を廃止した場合における原状回復に要する経費		○
業務引継ぎ	指定期間終了時の業務引継ぎに要する経費		○

※：国家賠償法の規定により愛知県が損害賠償を請求され、賠償を行った場合は、愛知県は指定管理法人に対して求償することができる。